

令和4年度交付対象事業の募集について（案）

● 令和4年度募集を行う上での基本方針

令和4年度の助成事業については、資料3別紙に掲げる事業について募集を行う。

なお、スポーツ振興くじ助成については、「スポーツ振興投票の収益による助成の基本方針（平成13年11月5日文科科学大臣決定）」、「スポーツ振興投票収益からの今後の助成の在り方に関する議論のまとめ（平成20年10月28日中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会 スポーツ振興投票特別委員会決定）」、「スポーツ立国戦略（平成22年8月26日文科科学大臣決定）」、「スポーツ基本法（平成23年8月24日施行）」及び「第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日策定）」を踏まえたものとする。

● 令和4年度募集の主な見直し内容

スポーツ振興くじ助成、スポーツ振興基金助成、競技強化支援事業助成（共通）

○助成対象経費の基準の変更

（新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた対応）

見直し内容	スポーツイベントや総合型地域スポーツクラブの実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行うために直接必要となる経費を助成対象（助成事業に係るすべての助成対象経費の合計額に10%を乗じた額までが対象）とする。（令和3年度募集と同様）
見直し理由	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、助成事業の安全・安心な開催に資するため。

スポーツ振興くじ助成

1. 地域スポーツ施設整備助成

（1）スポーツ施設等整備事業

○助成対象事業の拡充（法改正及びニーズを踏まえた対応） ※要領改正

見直し内容	スポーツ競技施設等の整備（助成金限度額2,000万円）及びスポーツ競技施設の大規模改修等（助成金限度額1億円）において、屋内競技施設の空調設備の整備事業を助成対象とする。
見直し理由	気候変動の影響等により記録的な猛暑が続く中、熱中症死亡事故へのリスクが高まっていることに伴い、助成団体からの要望が増加しているため。

2. 総合型地域スポーツクラブ活動助成

(1) クラブアドバイザー配置事業

○助成対象事業の拡充（スポーツ庁からの要請） ※要綱及び要領改正

見直し内容	助成対象となる事業に、「助成対象者が総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織に係る業務を行う者を配置する事業」を追加する。 ※これに伴い事業名も「クラブアドバイザー等配置事業」に変更する。
見直し理由	令和4年度から中間支援組織が主体となり総合型クラブの自立的な運営を促進する事業が開始されることに伴い、当該事業を支援することで、総合型クラブの質的な充実を促進するため。

3. スポーツ団体スポーツ活動助成

(1) ドーピング検査推進事業（ドーピング防止啓発活動推進事業）

○助成対象事業の要件の見直し（ニーズを踏まえた対応） ※要領改正

見直し内容	助成対象事業の要件を次のとおり変更する。 【令和3年度募集】 助成対象経費の合計額が40万円以上のものであること。 【令和4年度募集】 (削除)
見直し理由	令和2年度から、JADAによるアスリート向けアンチ・ドーピング学習システム（アンチ・ドーピングeラーニング「FAIR PRIDE」）が開始されたことや、新型コロナウイルス感染症拡大でオンラインによる研修会等の実施が増加していることから、中央競技団体（NF）におけるアンチ・ドーピング講習・研修に係る経費が減少することが見込まれ、NFからの要望が増加しているため。

(2) スポーツ指導者海外研修事業（若手スポーツ指導者長期在外研修）

○助成対象者の拡充（想定されるニーズを踏まえた対応） ※要綱及び要領改正

見直し内容	助成対象者として、公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）及び法人格を有するJPSA又はJPC加盟団体を追加する。
見直し理由	パラスポーツにおいても、若手スポーツ指導者長期在外研修に対する要望が予想されるため。

(3) 組織基盤強化事業（国際交流推進スタッフ育成事業）

○助成対象者の拡充（想定されるニーズを踏まえた対応） ※要綱改正

見直し内容	助成対象者として、法人格を有するJPSA又はJPC加盟競技団体を追加する。
見直し理由	パラスポーツにおいても、国際交流推進スタッフ育成事業に対する要望が予想されるため。

(4) 大学スポーツ活動推進事業

○助成期間の延長及び助成限度額の変更（スポーツ庁からの要請）

※要領改正

見直し内容	<p>本助成は、令和元年度から令和3年度までの3年間を助成期間としていたが、その助成期間を令和5年度まで（2年間）延長する。</p> <p>ただし、助成限度額は以下のとおり変更する。</p> <p>【令和3年度募集】 助成対象経費の合計額の限度額：1億2,500万円 （助成金の限度額：1億円）</p> <p>【令和4年度募集】 助成対象経費の合計額の限度額：1億円 （助成金の限度額：8,000万円）</p> <p>【令和5年度募集】 助成対象経費の合計額の限度額：7,500万円 （助成金の限度額：6,000万円）</p>
見直し理由	<p>本助成は、スポーツ庁からの要請により、「一般社団法人大学スポーツ協会が行う事業が軌道に乗るまでの期間において支援する」として、令和3年度までの3年間を助成期間としていたが、その間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、予定していた事業が十分に実施できなかったため。ただし、助成金の限度額については、自立した法人運営を促すため、段階的に引き下げるものとする。</p>

(5) スポーツ国際貢献・協力活動事業

○助成メニューの新設(法改正及び想定されるニーズを踏まえた対応)

※要綱及び要領改正

見直し内容	スポーツを通じた国際貢献や国際協力を行うことにより、世界の国々に対してスポーツの価値を広め、各国との信頼関係を醸成するための事業（公益財団法人日本オリンピック委員会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会が加盟競技団体と連携し、海外の選手等を招聘し、技術指導や講習等を実施する事業や日本と各国との間で締結されたスポーツに関する協力覚書に基づき、諸事業を実施する事業）を新たに助成対象とする。
見直し理由	スポーツを通じた国際貢献や国際交流活動は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて官民協力に取り組んできたが、同競技大会終了後においても、各国との信頼関係を醸成するために引き続き取り組む必要があるため。